

# 世界遺産の保全と住民生活

——「白川郷」を事例として——

才 津 祐美子

(福岡工業大学)

世界遺産への登録を地域おこしの切札のように考えている地域は少なくない。実際、現在日本各地で行われている世界遺産登録運動は、枚挙に暇がないほどである。しかし、世界遺産登録は、当該地域に望ましいことばかりをもたらすわけではない。本稿で事例として取り上げる「白川郷」では、近年特に、この文化遺産の骨子である景観に「変化」が生じていることが問題として指摘されている。

この場合の変化は、観光客急増に起因した「悪化」という意味で使われることが多い。しかし、「白川郷」で起きている変化は、〈景観の「悪化」〉だけではない。修景行為に伴う〈景観の「改善」〉もまた「白川郷」で起きている変化だといえるからである。つまり、「白川郷」では、〈景観の「悪化」〉と〈景観の「改善」〉の両方に変化が生じているといえる。しかしながら、実は、個々の変化を「悪化」と見るか「改善」と見るかは、評者によって違うのである。そこで必然的に、誰がそれを判断するのか、ということが問題になってくる。

また、〈景観の「悪化」〉であろうと〈景観の「改善」〉であろうと、それらの変化が「白川郷」に暮らす人々の生活に直結しているということも重要である。にもかかわらず、従来景観の変化が取り沙汰される場合、その点が軽視されがちであった。

そこで本稿では、住民と「専門家」という二つの行為主体に関する考察を軸に、生活者である住民の視点に留意しつつ、現在における景観保全の在り方の問題点を明らかにした。その際、これまでほとんど指摘されてこなかった、世界遺産登録後の〈景観の「改善」〉のための規制強化に着目し、検討を加えた。

キーワード：「白川郷」、合掌造り、景観、修景、生活

## 1. はじめに——問題の所在——

近年『白川郷』の景観は変わった」という声を多く聞く。そしてそれは、1995年の世界遺産登録が引き起こしているという。

この場合の「変化」は、ほとんど「悪化」というような意味で使われることが多い。「悪化」の原因は、世界遺産登録後の観光客急増にある<sup>(1)</sup>。例えばそれは、次のように指摘されている。

観光客が大勢来ますから、それを目当てにした土産店、飲食店が増えています。このこと自体は悪いことではありません。しかし、その景観は必ずしも望ましいものばかりではないのです。土産店では商品が屋外にあふれんばかりです。商店や食堂など伝統的でない建造物

## 才津：世界遺産の保全と住民生活

が急増しています。山間の静かな農村であったかつての合掌集落のたたずまいが大きく変わってきています。観光資源の基本にある合掌造とその周辺の環境が徐々に美しくない方向に変化しているように見えるのです。(宮澤, 2005: 71)

私の調査でも、確かに土産物店や飲食店は増加している(才津, 2003b)。新築や増築はもとより、住居の一部をほんの少し改築して、ちょっとした商売——五平餅やアイスクリーム等の販売——を行う家も目立つ。ただし、非伝統的建造物の新築や改築による景観の変化が進んでいるのは、観光業を営むためだけではない。観光客増加による経済的な潤いによって(経済的な基盤が整ったために、後継者のUターンが決まったことなども含む)、自宅の新築・改築や自宅周辺の整備(例えば、駐車場の舗装など)を行う人もまた増えているのである。

また、「白川郷」の景観の変化は、「悪化」だけではない。伝統的建造物群保存地区で行われている「修景」という行為＝「地区の歴史的風致になじまない非伝統的建造物や地区内に新築される建築物を地区に調和した外観に整備する事業」(文化庁, 2001: 197)もまた、実際に「白川郷」で生じている景観の変化である。カラートタン屋根の色の変更から公共施設のデザインまで、その例は枚挙に暇がないほどだが、電線の地下埋設のような大規模な事業が行われたことが世界遺産登録後の大きな変化だといえる。さしずめこれらは景観の「改善」といわれる変化だろう。

以上のことから、確かに「白川郷」の景観は変わったが、それは、〈景観の「悪化」〉と〈景観の「改善」〉の両方に变化しているといえる。ただし、注意しなければならないのは、冒頭で述べた「悪化」と評されがちな変化もまた、その実修景という見地から伝統的建造物群保存地区内の歴史的風致と調和するように定められた基準にしたがって行われた「現状変更行為」<sup>(2)</sup>の結果であり、必要条件を満たし、正式な手続きを経て、白川村教育委員会から許可を得ているものがほとんどだ——住民が好き勝手に建造物の新築や増改築を行ったわけではない——ということである。このことはつまり、景観に合うようにとつくられたはずのものも、見る者によっては景観を悪化させる建築物になってしまうことを意味する。景観保全の難しさは、ここにある。そして必然的に、誰がそれを判断するのか、ということが問題にならざるを得ない。

そこで本稿では、住民と「専門家」という二つの行為主体に関する考察を軸に、修景を中心とした景観保全の在り方の問題点を浮き彫りにしたい。もちろん、住民は一枚岩ではないし、「専門家」もまたそうである。ただ、世界遺産登録後強まっている「専門家」の介入を相対化するために、本稿ではこのような対立軸を設定することが有効だと考えた。具体的には、まず、住民主体で行われてきた修景の在り方に関する考察を行う。次に、住民の修景行為に対する評価も含めた「専門家」が推奨する修景の在り方とそれに対する住民の反応について考察する。その際、これまでほとんど指摘されてこなかった、世界遺産登録後の〈景観の「改善」〉のための規制強化に着目し、検討を加える。

また、「悪化」と評されるものにしる、「改善」と評されるものにしる、重要なのは、それらの変化が「白川郷」に暮らす人々の生活に直結しているということだろう。にもかかわらず、「専門家」を中心とした、〈景観の「悪化」〉を憂う人も、〈景観の「改善」〉を声高に訴える人も、そこを軽視しているように見える。また、その変化を「悪化」と考えるか「改善」と考えるかは評者によるということが自明視されていないこと——唯一無二の「正解」があるように見なされて

いること——がこの生活軽視の状態をより一層強めているように思われる。私が問題としたいのはまさにそこであり、本稿の第一の目的は、先述したような世界遺産における景観保全の問題点を住民という生活者の視点を交えて明確にすることにある<sup>(3)</sup>。

## 2. 「白川郷」における景観保全の現場

### 2.1. 調査地の概要

本稿で事例として取り上げる「白川郷」は、「白川郷・五箇山の合掌造り集落」として1995年に世界遺産（文化遺産）に登録された。「白川郷」がある岐阜県大野郡白川村は、岐阜県の北西部に位置し、「白川郷」のコアゾーンである荻町地区は、白川村の中央より少し北にある。

2000年および2005年の国勢調査は高速道路工事の影響が大きい（工事のために一時的に滞在している人が多数含まれている）ので、1995年の数字を参考にすると、白川村全体の世帯数は662、人口数は1,893（男969・女924）であり、荻町地区だけの世帯数は166、人口数は579（男296・女283）である。また、村全体の産業別人口数（総数1,208）は、第1次産業51（4.2%）・第2次産業462（38.3%）・第3次産業695（57.5%）である。荻町地区だけの産業別人口数の統計はとられていないが、第3次産業に従事する人の割合が白川村全体よりもかなり高いものと思われる。その傾向は世界遺産に登録される前から見られたものだが、世界遺産登録後、一層強まっている。一般に「農村」のイメージが強い「白川郷」だが、そのイメージと実際の産業構造とのギャップは年々大きくなってきている。このことはもちろん景観にも反映され、休耕地がかなり目立つようになったため、それもまた景観の「悪化」として問題になっている。

### 2.2. 「合掌造り」保存運動と荻町地区の「文化遺産」<sup>(4)</sup>化

1950年代以降庄川沿いで進んだダム建設に伴う立ち退きやダムの補償金による非「合掌造り」への改築、「合掌造り」の村外売却によって「合掌造り」の数が減少したことから、60年代後半に荻町地区の人々の間で「合掌造り」を保存しようとする動きが見られるようになった<sup>(5)</sup>。また、それはちょうど白川村が観光地化を目指しはじめた時期とも重なっていた<sup>(6)</sup>ため、「合掌造り」を保存し、観光資源として活かそうという機運が高まった。実際、「合掌造り」保存運動の立役者の一人である板谷静夫さんは、保存運動をはじめた動機を「どうにか食べていければと考えてはじめた」と語っていた。その際、国鉄キャンペーン・ディスカバージャパン（1970年～）で観光客が増加したことや観光資源保護財団（現日本ナショナルトラスト）の助成金を70年から3年間受けることになったことなども追い風となった。さらに、町並み保存運動の先駆地である長野県妻籠の小林俊彦さん（当時の役場の観光係長）を紹介され、町並み保存の具体的な方法を学んだことが直接のきっかけとなり、71年12月25日に「白川郷荻町部落の自然環境を守る会」（以下「守る会」という住民組織が発足した。そしてここから、「合掌造り」保存運動が本格化したのである。

なお、「守る会」の会員は荻町地区の全世帯だが、「守る会」における事業は、代表である「守る会」委員が行っている。通常荻町地区で「守る会」というと、この「守る会」委員を指し、

才津：世界遺産の保全と住民生活

『守る会』委員」という言い方はされていないが、本稿では両者を区別するため、この呼称を用いるものとする<sup>(7)</sup>。この初期の「守る会」委員が取り組んだ主な事業の一つが、「合掌造り」の「文化遺産」化だった<sup>(8)</sup>。「文化遺産」になれば補助金も入るし、必然的に残っていくだろうと考えたのである。

そこで、まず目指したのは史跡指定だった。単体としての「合掌造り」ではなく、荻町地区全体の「文化遺産」化を目指すには、当時はそれしかなかったのである。実際、「白川郷」と一緒に世界遺産になった「五箇山」こと富山県平村相倉（現南砺市相倉）と上平村菅沼（現南砺市菅沼）は、1963年に国の史跡に指定されていた。そこで、はじめは岐阜県に働きかけたものの上手くいかず、岐阜県選出の国会議員を頼りに文化庁に出向き、直接陳情したという。その際、近々伝統的建造物群保存地区制度という新たな制度ができることを知り、そちらを目指して準備を進めることになった。

この準備には、保存しようとする地区の学術的な調査（伝統的建造物群保存対策調査）だけでなく、荻町地区の住民の合意を得ることも含まれていた。この伝統的建造物群保存地区制度は、従来の文化財の指定制度のように文化庁の判断によって指定されるものではなく、当該地区住民の保存への合意に基づいて市町村が保存地区を決定した後、文部大臣に重要伝統的建造物群保存地区選定の申請書を提出し、文化財保護審議会の諮問を経て選定されるという形をとるものだったからである（白川村史編さん委員会編、1998；文化庁、2001）。住民の合意形成は、近隣組織である7つの組ごとに行われた。板谷静夫さん所蔵の当時の資料「伝統的建造物群保存地区指定（選定）に関して荻町区民との懇談会経過報告」によれば、選定後にかかる規制によって生活が不便になることを懸念しつつも、観光客の増加による地域経済の向上に期待して、合意に達したようである。

こうして荻町地区は、1975年の文化財保護法の改正で導入されたばかりの伝統的建造物群保存地区制度によって、76年に最初の重要伝統的建造物群保存地区（以下「伝建地区」）の一つとして選定された。「伝建地区」としての名称は、「白川村荻町」である。世界遺産になるには国内法規で管理されていることが前提条件となっており、基本的には国指定レベルの文化財でなければ世界遺産に推薦されることはない。よって、この選定が、荻町地区が95年に世界遺産に登録される契機の一つとなったといえる。

### 2.3. 「守る会」委員会における「現状変更行為」の審議

「伝建地区」に選定されて以来、荻町地区の人々には「現状変更行為」に関する様々な規制が課せられるようになった。荻町地区の人々が「現状変更行為」を行おうとする際には、「現状変更行為許可申請書」を「守る会」委員に提出し、「守る会」委員会での審議を受けて、白川村教育委員会から許可をもらわなければならない。ただし、白川村教育委員会は「守る会」委員会での審議結果をほとんどそのまま採用することになっているので、実質的に許可／不許可の判断を下しているのは、「守る会」委員会ということになる。

「守る会」委員会は、毎月1回、平日の午後7時もしくは7時半から、荻町多目的集会施設で行われる。終了時刻は決まっておらず、討議が白熱した場合には、深夜まで及ぶこともある。この実際の審議の場では、「景観」という言葉を非常に頻繁に耳にする。ほとんどの「現状変更行

為」において、景観に合うか否かが許可を与えるかどうかの重要な指標の一つになっているからである。ただし、景観に合うか否かという議論は、しばしば個人個人の感覚的なものに頼ってしまいがちである。しかし、「守る会」委員会においては、討議を繰り返す中で、委員各々の感覚的なものから発せられたイメージが重なり合い、共有されることによって、一つの明確な像——すなわち、最も景観に合うもの——が導き出されている<sup>(9)</sup>。例えば、世界遺産登録後に行われた電線の地下埋設に伴って新しくつくられた街灯についても、支柱の材質や色から電球の種類や色・形・大きさまで、「守る会」委員会において何時間もかけて討議された結果、ようやく設置されたのである。

その審議の際に参照されるのが、表1のような規制である。ただし、審議がこのような明文化された基準にしたがって拘子定規に行われるかという点、そうではない。例えば、公共物と私有物では、「守る会」委員会の対応は全く違う。公共物に関する申請書に対しては、「白川村荻町伝統的建造物群保存地区景観保存基準」などの明文化された基準や「守る会」委員の景観に合うか否かの感覚に照らし合わせて、厳しく吟味される。一方、私有物に対しては、申請者それぞれの個人的事情や過去の経緯、人間関係に対する配慮なども加味され、時には明文化された基準が脇に置かれる形で、許可／不許可が判断されることもある。

「守る会」委員会が、特に私有物に対してこのような柔軟性を示すのは、「守る会」委員会が基本的に「住民生活重視」という立場に立っているからである。この基本的スタンスは、「合掌造り」を観光資源として活用しつつ残していこうと考えた「守る会」発足時から変わっていない。ただ、こうした柔軟性は、時として不公平感に繋がり、住民の不満の対象となることもある。しかし同時に、住民間の不平等感を是正したり、住民間の軋轢に繋がりかねない問題を解決したりすることにも役立っている。そしてそれが結果的に、多少逸脱した形かもしれないが、景観の「保全」<sup>(10)</sup>に繋がっているのである。

1971年に「守る会」が発足し、76年に「伝建地区」に選定されて以来、荻町地区の人々は、景観保全に腐心してきた。「伝建地区」になる前になる程度予想されていたこととはいえ、自らの生活の場に数多くの規制があることの困難さは想像に難くない。そのため、世界遺産登録に向けた住民への説明会が行われた時、荻町地区の人々の間からは規制が強くなることを心配する声があがったという。もちろんその際は、世界遺産への登録は国内法規によって守られているものが対象であり、世界遺産になっても今まで以上に規制が厳しくなることはないという説明がなされた。しかし、実際は違ったのである。

表1 「白川郷」における明文化された規制

1976	白川村伝統的建造物群保存地区保存条例
1976	白川村荻町伝統的建造物群保存地区保存計画
1980	荻町から看板を失くす運動
1985	白川村荻町伝統的建造物群保存地区景観保存基準
1994	白川村荻町伝統的建造物群保存地区保存計画 改訂
1999	白川村荻町伝統的建造物群保存地区景観保存基準 改正
1999	景観保存基準におけるガイドライン

才津：世界遺産の保全と住民生活

### 3. 世界遺産登録の影響——規制強化の考察を中心に——

世界遺産登録の影響としては、やはり真っ先に観光客の急増とそれに付随する変化をあげるべきかもしれない。しかし、本節では、そうした変化ではなく、登録にともなう行われた規制強化について見ていく<sup>(11)</sup>。なぜなら、この規制強化もまた世界遺産登録後の荻町地区の人々の生活に大きな影響を与えているものの一つであるにもかかわらず、〈景観の「改善」〉という名目で行われているためか、これまでほとんど問われてこなかったからである。

#### 3.1. 明文化された規制内容の変化

「伝建地区」選定後に荻町地区に課せられた規制については先述した(表1)が、ここでは、それが世界遺産登録にともなうどのように変化したのかを見ていきたい。

表1にあるように、「白川郷」が世界遺産の暫定リストに載った(1992年)後の1994年には、世界遺産登録を見越して、「白川村荻町伝統的建造物群保存地区保存計画」が改訂された。この改訂の最も注目すべき点は、「3. 保存地区内における建造物及びその他の物件の保存整備計画」の「(4) 建造物の移転、除却、新築、増築、改築」の項の最後に、「ただし、かつてあった家屋を科学的根拠に基づいて復原するもの以外は、合掌造り家屋に似せたものを造ることはできない」という文章が加筆されたことである。このような「伝統的様式を用いての修景の禁止」は、「日本の伝統的建造物群保存地区の修景基準としては初めての規定で、他に例がないもの」(斎藤, 2001: 92) だという<sup>(12)</sup>。このことは今後重要な意味を持つてくると思われる。その理由については3.5. で言及する。

そして、世界遺産登録後の1999年には「白川村荻町伝統的建造物群保存地区景観保存基準」が改正され、同時に「景観保存基準におけるガイドライン」がつくられた。「白川村荻町伝統的建造物群保存地区景観保存基準」の改正では、伝統的建造物の保存・修理に関する基準や伝統的建造物以外の建築物外観修景の基準が一層厳密になった。また、「景観保存基準におけるガイドライン」では、住宅等の新築・増築・改築の際の建築面積や、土地の形質の変更および駐車場の造成に関するガイドラインが定められた。特に、有料駐車場の造成を食い止めるのが、「景観保存基準におけるガイドライン」作成の目的だったという。本稿では個々の条文を詳述することはできないが、これらの規制が今までのもの以上に細部まで具体的に規制する内容であることは確かである。

以上、明文化された規制内容の変化を見てきたが、規制強化はこれらだけに止まらない。以下の項では、まず、景観保全の促進とともに規制強化にも繋がっている財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団(以下「財団」)の創設と事業内容について概観する。次に、白川村教育委員会予算(1998年度)および「財団」の1999年度の調査・普及事業によって行われた調査で、その結果が直接荻町地区の人々に報告され、反響が大きかった事例を紹介したい。

#### 3.2. 「財団」の創設と規制強化

「財団」は、「白川村荻町伝統的建造物群保存地区保存条例(昭和51年白川村条例第15号)」に基づき、世界遺産に登録された白川村荻町伝統的建造物群保存地区(以下「世界遺産集落」とい

う。)とそれらを取りまく地域の環境を保全するとともに、住民の生活環境を向上させることにより、世界遺産集落の価値を永く後世に継承し、もってわが国の文化の向上と白川村の振興発展に寄与すること」(財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団 online : gaiyou.html)を目的に1997年に設立された。職員は現在4人で、他に白川村役場職員が兼任している事務局長がいる。また、職員の1人は文化財技師である。

「財団」の主な事業としては、世界遺産集落の保存のための修理事業、修景事業、地域活性化事業、調査・普及事業、受託事業、文化財建造物修理設計監理受託事業(伝統的建造物修理事業設計監理受託、現状変更申請書のチェック及び遺産地区内修景指導受託)などがあげられている(財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団 online : jigyou.html)。これによって、文化財保護法に基づいた「伝建地区」への補助制度では対象とならなかった修理や修景に対しても助成金が出るようになり、荻町地区の人々に、規制に則した形での修理・修景を行ってもらいやすくなった(規制に則した形でしか助成金を出さないため)。また、特筆すべきなのは、文化財建造物修理設計監理受託事業として、文化財技師が中心となって、「守る会」委員会にかけられる「現状変更行為許可申請書」を「白川村荻町伝統的建造物群保存地区景観保存基準」に照らし合わせてチェックし、チェック表を申請書に添付して「守る会」委員会に提出している上に、文化財技師と他の職員の2名が「守る会」委員会での審議の場にも参加していることである。さらに、地域活性化事業として、「守る会」の活動費も助成している。なぜこうした「財団」の事業が重要かという点、これらによって、「守る会」という荻町地区の住民組織によって行われてきた、いわば住民の住民による住民のための審議に外部の視角——しかも文化財の専門家という視角——が持ち込まれることになったからである。このことが「白川村荻町伝統的建造物群保存地区景観保存基準」をはじめとした規制の遵守に発揮する効果はかなり大きいものと思われる。

### 3.3. 「白川村荻町伝統的建造物群保存地区の景観評価に関する調査・研究」報告会

白川村と「財団」に依頼された前東京芸大教授(現筑波大学大学院人間総合科学研究科世界遺産専攻・教授)の斎藤英俊と修士課程の学生だった松井乃生(現黒田乃生、筑波大学大学院人間総合科学研究科世界遺産専攻・助教授)らが行った「白川村荻町伝統的建造物群保存地区の景観評価に関する調査・研究」の報告会は、2000年7月14日に荻町多目的集会施設で行われた。彼らの報告の内容は、以下のようなものだった。

まず、報告会の前半では、松井が、荻町地区の「景観」を構成する要素を特定し、それらが「価値となる景観要素」と「価値を阻害する景観要素」の二つに分類できることを示した(表2)。そして、荻町地区内で撮影したそれぞれの要素に該当するものの写真をスライドで見せながら、荻町地区の人々に「価値となる景観要素」を守り、「価値を阻害する景観要素」を取り除くよう助言したのである。たとえば、「価値となる景観要素」としては、写真1のようなものが紹介された。これには表2でいう「建造物」欄の「明快で多様な妻面」・「大きな規模」・「急勾配の切妻造り」・「茅葺き屋根の質感」、 「植栽」欄の「独立樹・家屋に添うように」・「イチイの低い生垣」などの要素が含まれていると考えられる。また、「価値を阻害する景観要素」としては、写真2, 3のようなものが示された。写真2は、表2「その他」の欄の「合掌を真似たデザイン」に該当し、写真3は、「水路」の欄の「違和感のある素材」に該当する。写真3の「違和感」は、一見

## 才津：世界遺産の保全と住民生活

表2 白川村荻町伝統的建造物群保存地区の価値となる景観要素・価値を阻害する景観要素

	価値となる景観要素	価値を阻害する景観要素
建造物	川と平行に群をなす	群の向きに逆らう
	明快で多様な妻面	妻面を隠す増築
	大きな規模	異和感のある色・材料
	急勾配の切妻造り	
	茅葺き屋根の質感	
	附属建物	
	非合掌造り伝統的建造物	
農地	小規模で不整形	休耕田
	ハサなど季節のすがた	農地の埋立て
屋敷地	十分な間隔を保つ	建てづまり
	開放的	
道路・舗装地	旧国道（100年の歴史）	道路の拡幅
	村道（江戸時代の形）	昔はなかった舗装材
	伝統的な石敷き	新しい石敷き
水路	縦横無尽に走る水路	違和感のある素材
	入り組んだ流れ	水面を隠す
	きれいで豊かな水	
池	生活に密着した池	コンクリートの縁
		庭園風
石垣	空石積み	モルタル目地の石積み
	水平なラインの重なり	大面積の石積み
植栽	独立樹・家屋に添うように	大面積の外来種草花
	果樹	プラスチックのコンテナ
	イチイの低い生垣	
その他	雪囲い（伝統的な素材）	雪囲い（波板トタンなど）
	洗濯物	人工的な曲線のデザイン
	庄川	全国メーカーの看板
	山	大きすぎる看板
	雪	看板の林立
	霨（もや）	自動販売機などの光
		多すぎる車
		合掌を真似たデザイン

注（松井，2000）より才津が作成。

わかりにくいと思われる。コンクリートと形のそろった玉石という水路の素材が、「伝統的な」空石積みのも——不揃いの石のみで積まれたもの——と比べて、違和感があるという指摘なの

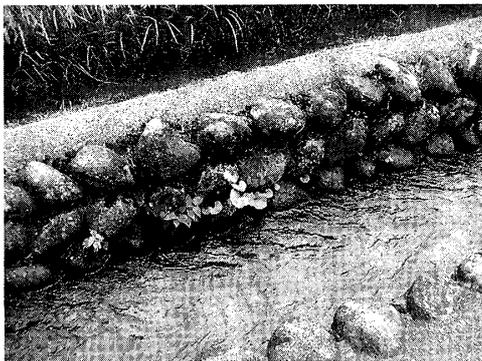
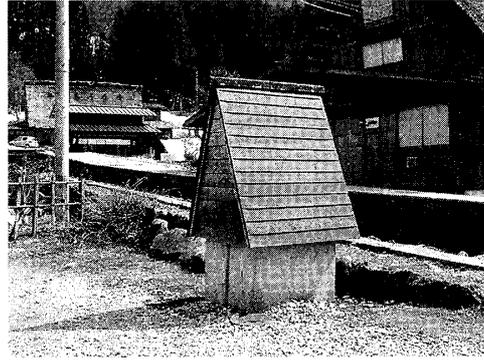


写真1 (左上) 「価値となる景観要素」(表2参照) が複数見られるとされる景観  
注：2005年8月29日に才津が撮影。

写真2 (右上) 「価値を阻害する景観要素」(表2・「その他」の「合掌を真似たデザイン」に相当) とされるもの  
注：2003年3月29日に才津が撮影。

写真3 (下) 「価値を阻害する景観要素」(表2・「水路」の「違和感のある素材」に相当) とされるもの  
注：2005年8月30日に才津が撮影。

である。

報告会の後半では、斎藤が、これまで荻町地区で景観をより良くするために行われてきた修景行為の問題点——「オリジナルな部分」と「修景した部分」の境界が曖昧で、「文化財および世界遺産としての価値」が見えにくくなっていることなど——を、ヴェニス憲章（正式名称「記念建造物および遺跡の保全と修復のための国際憲章」、1964）の条文（特に第12条）とドイツの歴史的地区における修景の事例を引き合いに出しながら説明した。

**ヴェニス憲章 第12条** 欠損部分の補修は、それが全体と調和して一体となるように行わなければならないが、同時に、オリジナルな部分と区別できるようにしなければならない。これは、修復が芸術的または歴史的証跡を誤り伝えることのないようにするためである。

### 3.4. 報告会の意義

この報告会の意義を改めて考えてみると、それは何と云っても「白川郷」の「価値」を具体的かつ厳密に吟味して見せたところだといえる。換言すれば、「白川郷」の何を保存し、何を捨てるべきなのかを明言したということである。「白川郷」では、これまでこのようなことが試みられたことはなかったし、日本の他の「伝建地区」の調査や民俗文化財などの調査でもおそらく行われたことはないのではないと思われる。この背景には、荻町地区の人々に景観の「価値」を啓蒙しようという意志の存在が見受けられる<sup>(13)</sup>。また、「伝建地区」を分析する際に、ヴェニス憲章などのグローバルスタンダードを持ち込んでいるという点も重要だと思われる。「白川郷」が単なる「伝建地区」の一つの地区ではなく世界遺産であるがゆえに、このような分析が有効かつ必然であるかのような印象を与えていると感じられた。

## 才津：世界遺産の保全と住民生活

実際、この報告は荻町地区の人々に少なからぬ衝撃を与えたようである。とりわけ、「合掌を真似たデザイン」の建築物をはじめとして、これまで修景行為として行ってきたものが「価値を阻害する景観要素」として次々と槍玉にあがったことに対する反響が大きかったと思われる。すなわち、これまで〈景観の「改善」〉として積み上げてきた行為が、〈景観の「悪化」〉に繋がっていると指摘されたことに、荻町地区の人々は驚き、戸惑い、そして怒りを示したのである。次項では、その声をいくつか拾って紹介したい。

## 3.5. 当惑する人々

資料1は、報告会の質疑応答の時間に出た住民からの質問や意見などを書き出したものである<sup>(14)</sup>。

Aさん、Bさんの意見および質問は、これまで修景として行ってきた「合掌造り」に似せた建築物や工作物（例えば、写真2のようなもの）が「価値を阻害する景観要素」とされ、『合掌造り』とは違うデザインで、周囲と調和のとれたものにすべきだと言われたことに関するものである。参考までに、それぞれに対する斎藤の回答も併記した。ここでの回答で、斎藤が「合掌を真似たデザイン」のものをつくってはいけない理由を、真似たものをつくると「ホンモノ」や「オリジナル」が目立たなくなるからだと述べているが、これは報告会の中で斎藤がヴェニス憲章等を用いて説明したことの繰り返しである。そしてこれが、先述した1994年に行われた「白川村荻町伝統的建造物群保存地区保存計画」の改訂で、「ただし、かつてあった家屋を科学的根拠に基づいて復原するもの以外は、合掌造り家屋に似せたものを造ることはできない」という文章が加筆された理由の一つだと考えられる<sup>(15)</sup>。しかし、ここでのAさん、Bさんをはじめとする荻町地区の人々の反応から、先の「白川村荻町伝統的建造物群保存地区保存計画」の改訂内容が、荻町地区の人々の間で周知されていないことがわかる。それはすなわち、この改訂が荻町地区の大部分の人の了解なしに行われたことを意味する。ただ、そうではあっても、すでに明文化されたものであるため、今後はこれが従うべき基準となっていくことが予想される。

Cさんの発言は、「伝建審」<sup>(16)</sup>のようないわゆる行政側の一貫性のなさ——あるいは実質的な発言力および指導力の欠如<sup>(17)</sup>——と世界遺産後の変化を指摘していて非常に興味深い。なお、「聡明な『伝建審』委員さん」とは斎藤のことである。

Dさんのものは、この報告会終了後、私個人に話してくれた言葉である。この言葉の背景には、斎藤・松井の発表時間（1時間半程度）に対して質疑応答の時間（30分弱）が短く、ほとんどの人が発言できなかったということがある。また、Dさんが自宅前で使用している周囲をコンクリートで固めた水路が「価値を阻害する景観要素」としてスライドで紹介されたことも無関係ではないと考えられる。しかし、それゆえに、この発言には当事者としての率直な思いが反映されていて、胸を打つ。

## 資料1 調査報告会における荻町地区の人々の声

A：住んでいる人間としていわせていただければ、何でも合掌はだめだということですが、単に合掌をまねてつくったんじゃないと思う。雪下ろしができないとかいう。それでもダメでしょうか。

齋藤：放水銃のデザイン（写真2）はまねてるし、雪下ろしなら他のデザインでもいい。合掌にしたらいいと安易に思える。他が全部合掌チックになったら、ホンモノが目立たなくなる。本当にここの特色は何かと考えると、なるべく似たデザインを避けた方がいい。

B：真似ると調和するは違うんですか。

齋藤：安易に調和するには真似た方がいいんです。でも、オリジナルを見せる。（これが）難しい。

C：初めて聡明な「伝建審」委員さんの話を聞いたんですが、個人で考えるとストレスがたまる生活になっておるんですよ。昭和50年に「伝建審」ができて、20何年できた公共物も悪玉としてあがってきている。なんで当初アドヴァイスしてもらえなかったもんかな。世界遺産を守っていくには、ちょっとやそっとの頭、技術ではだめだな。世界遺産になっても何ら変わりませんといわれてきた。でも今指摘されて、今までは何だったのか。今日この場は大切にしなければならないけど、どうして世界遺産になる前にやってくれなかったのか。

D：これだから白川村はだめ。みんながいいたいこと今ならここ（胸を手のひらで叩く仕草）に溜まっているから、この後一席設ければみんないうのに。後日また改めて集めてもまた何もいわないから結局何も変わらない。これだから白川村はだめなんよ。

先生たちはここは雪が降るってわかってるんやろうか。

私たちは原住民なんよ。

以上、報告会の際に聞くことができた荻町地区の人々の声を見てきたが、これらからは、荻町地区の人々が報告の内容に対して抱いた生活者としての戸惑いや憤りを感じ取ることができる。

よって、齋藤・松井による本報告に荻町地区の人々すべてが納得したとは到底思えないし、逆にこれを契機に吹き出したかに見える不満がその後解消されたわけでもない。つまり、Dさんの「結局何も変わらない」という指摘通りの結果に終わったといえる。しかし、本研究に基づいて作成された報告書（松井・山田，2001）は、その後「守る会」委員会における「現状変更行為許可申請」の審議の際に、参考文献として用いられるようになった。そういう意味では、変わるには変わったが、それはおそらくDさんが望んでいたのとは違う方向への変化だったといえるだろう。

## 4. おわりに

### 4.1. 景観保全の「仕切り直し」

世界遺産になって「白川郷」は変わったと多くの人がいう。その際、本稿の冒頭で述べたように、〈景観の「悪化」〉という側面が強調されがちである。そして、いかにしてそれを防ぐかが緊

## 才津：世界遺産の保全と住民生活

急課題のような捉え方がされる。しかし、それとセットで語られているかのように聞こえる〈景観の「改善」〉のための方策は、「防ぐ」というレベルでも、世界遺産になる直前に戻すというのではないことがままある。〈景観の「改善」〉には、もっとずっと以前の姿に近づくようにしなければならないらしい。かくして世界遺産に登録される前からあったものも、〈景観の「悪化」〉を招いたものとして槍玉にあげられるような事態が生じている。このようにして要求されているのは、いわば荻町地区の保存方法の「仕切り直し」である。そして、実際にそれを受けて、〈景観の「改善」〉のために、電線の地下埋設や、舗装道路のアスファルトの色を土の道に近づけようとしたりする試みなどがかなりの費用をかけて行われている（才津，2003a）。

つまり、世界遺産登録後の「白川郷」の景観は、「悪化」の方向にしろ、「改善」の方向にしろ、両方が相俟って誠にドラスティックな変貌を遂げているのである。ただ、いずれにしても重要なのは、両者が「白川郷」に暮らす人々の生活と密接に関係しているということだと思われる。しかし、〈景観の「悪化」〉を憂い、〈景観の「改善」〉を訴える「専門家」のような人々がそこを等閑視していることは、本稿で見てきたとおりである<sup>(18)</sup>。

## 4.2. 景観保全のゆくえ——生活者視点の回復に向けて——

「白川郷」の人々は、強められていく規制と自らの生活上の利便性などとの間で折り合いをつけながら、世界遺産保全に努めている。そして、規制の目をかいくぐりながら、実践の中で一つ一つ判断して「現状変更行為」を行っている。ただし、そんな中でも、荻町地区の人々の裁量に残されている部分はある。「現状変更行為許可申請」の審議の実質的な決定権は、未だに住民組織である「守る会」委員会にあるからだ。もちろん、本稿で見てきたような、世界遺産登録後の規制強化の流れから、荻町地区の人々がその「主体性」を発揮する度合いは狭まっている。約30年前に自ら「合掌造り」を保存して「食べていくために」活用しようと決めた際に彼らが有していたであろう「主体性」と、現在のそれには格段の差があることは誰の目にも明らかだと思われる。ただ、それはまだ残されているのである。

それに、荻町地区では、近隣組織である組がいまもって十分に機能している。「守る会」が現在のような形で存続しているのも、組が支えているからだといえる。そして、この組の存在によって、組の上部組織である荻町地区というまとまりも、強固なものとなっている。ちなみに、荻町地区では、毎年12月末に大寄せという地区内の全世帯が参加しなければならない話し合いが行われるのだが、2002年の大寄せでは、次のような話が出たそうである。

現「守る会」会長が「荻町地区はもう世界遺産を守らなければならないように決まっている」と発言したところ、ある人がこう反論したという。「みんなが幸せに生きていけるなら、『合掌造り』なんてなくなってもええと思っとるんや。観光客もこんでもええ。」

この言葉は字義通りに受け止めるべきものではないだろう。「合掌造り」も観光客も、今の荻町地区にとって必要不可欠なことは、荻町地区の誰もがわかっていることだからである。よって、この発言は、現状への異議申し立てだと考えた方がいいと思われる。そして、私はこの発言に一筋の光明のようなものを見た思いがした。この異議申し立ては、「伝建地区」であろうと、世界遺産であろうと、それを守るか守らないか、あるいはどう守っていくのかを決めるのは、他でもない、荻町地区に暮らす自分たち自身なのだということの再確認としても受け取ることができる

からである。また、このような発言があったことを私に教えてくれた方は、荻町地区の多くの人が、世界遺産登録後、住民間の軋轢が広がっていることに懸念を抱いているという文脈の中でこれを話していた。つまり、この発言が示しているのは、地域社会には「自浄作用」のようなものがあるということではないだろうか。すなわち、行き過ぎた「文化遺産」保全にも、観光地化にも、またそれらによって崩壊しそうな人間関係にも、自らブレーキをかけることができるということを示していると思われるのである<sup>(19)</sup>。ただ、現段階では、このような発言はたまたま表出したものにすぎず、この自浄作用が何らかの具体的な動きを見せているわけではない。よって、このような動きへの萌芽を見逃さないよう注意しつつ、今後も調査を続けていきたい。

生活を犠牲にした上での「文化遺産」の保全と「文化遺産」の保全をないがしろにした上での観光地化の二つの極を白と黒に例えたとしたら、荻町地区の人々は、みんなグレーゾーンに立っているといえる。おそらく誰もがどちらかの極に振れすぎることによしとはしていない。しかし、「世界遺産」という大きな波は、その振れ幅を増大させ、これまでの均衡を危うくさせている。世界遺産登録後の変化で最も深刻なのは、実はこの「均衡の崩壊の危機」ではないだろうか。生活者の視点を欠いた方策では、おそらくそれを乗り切ることはいかならう。

## 注

(1) ここで、文化財／文化遺産の観光資源としての活用に関する本稿の位置づけについて、先行研究を紹介しながら言及しておきたい。従来、文化財／文化遺産の観光資源としての活用は、文化財／文化遺産の「価値」を失わせてしまう可能性があるものとして捉えられがちだった。それが、民俗学ではここ10年ほどの間に、民俗文化財である民俗芸能を中心にその問い直しが行われてきている（橋本裕之，1996；2000；俵木，1997）。すなわち、文化財としての保存か、観光資源としての活用かという二項対立で見るのではなく、文化財化と同様、観光資源化も「民俗（芸能）」を取り巻く社会的文脈として捉え、当事者の実践を中心に考察することの必要性が説かれてきたのである。また、それと同時に、文化財保護制度そのものの政治性や歴史性を明らかにするような研究も蓄積されてきている（岩本，1998；菊地，2001）。私自身はこの双方を視野に入れた研究を行っており（才津，1997；2001），本稿もまたそのような研究の一環である。

さらに、民俗学や文化人類学においては、文化財／文化遺産に限らず、長らく否定的に捉えられてきた「民俗」や「文化」の観光資源としての活用や、観光という場において再構成される「民俗」や「文化」に積極的な意味を見出す研究成果も増えてきた（橋本和也，1999；川森，2001；森田，1997；太田，1998；山下，1999）。それに対しては、観光という限定された場において見出された「現地の人々の主体性」を肯定的に捉えすぎるといえるという批判もある（足立，2004a；2004b）。確かに、観光は地域社会において見受けられる現象の一部であり、そのみに着目し、過大評価することには慎重であるべきかもしれない。ただ、今や広汎に見受けられる観光という現象を排除し、本質主義的な「民俗」や「文化」の継承のみを研究しようとしてきた姿勢への反省からこのような研究が出てきたということはおさえておく必要があると思われる。

一方、都市計画や近年の文化政策などでは、こうした「民俗」や「文化」の観光資源としての活用を推進しており、「民俗」や「文化」の保存と観光資源としての活用の「持続可能な」形を模索するような論調が見受けられる。これは一見、先述した近年の民俗学や文化人類学の観光研究と近い位置にあると思われるかもしれない。しかし、民俗学や文化人類学は、あくまでも当事者の実践に注目しているものであり、当事者の意向や実践を等閑視しがちな計画や政策とは一線を画すものである。なお、こうした民俗学や文化人類学の立場を端的に表現しているものとして、篠原徹の次の文章を紹介しておきたい。

## 才津：世界遺産の保全と住民生活

人類学的調査や民俗学的調査は基本的にどこでも同じですが、調査している相手の文化や歴史のみならずそこに暮らす人びとを尊敬しながら研究しているのであり、その意味ではそこに生きる人びとがたとえ景観を破壊しようが、そうするにはそうなる理由が存在していると思っています。我々のように裕福な社会で生きているわけではない社会は実に多いのですが、とりあえずは相手方の「生きる方法」を真剣に受け止めることを基本的に調査してきました。(篠原, 2006: 57)

- (2) 「白川村伝統的建造物群保存地区保存条例」によれば、「現状変更行為」とは、次のようなものをいう。①建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築、移転又は除去。②建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更で、その外観を著しく変更することとなるもの。③宅地の造成その他の土地の形質の変更。④木竹の伐採。⑤土石類の採取。⑥水面の埋立て又は干拓。
- (3) 環境社会学においても、「歴史的環境」としての景観保全および伝統文化の継承に関する多くの研究成果がある（足立, 2004a ; 2004c ; 片桐編, 2000 ; 野田, 1996 ; 2001 ; 堀川, 2001 ; 鳥越, 2004 など）。生活者の視点に立った研究も多く、その点に民俗学との親和性が見受けられるため、このような問題意識を共有できるものと思われる。また、「歴史的環境」を広く捉える立場——すなわち、「長期にわたって継承されてきたすべてのものを、歴史的環境と呼ぶことにしよう」（片桐, 2000: 4）というような立場——に立つなら、民俗学が研究対象としてきたもののほとんどが「歴史的環境」ということになる。そう考えると、「民俗」の継承の在り方についてそれなりの蓄積がある民俗学が「歴史的環境」の社会学の議論の発展に寄与する部分も少なくないと思われる。
- (4) 本稿では、日本の文化財保護制度でいう文化財もユネスコの世界遺産条約でいう文化遺産も含むものとして「文化遺産」という表記を用いる。また、文化財や文化遺産という言葉は、その定義から言えば、制度によって選ばれているか否かにかかわらず、あらゆるものが潜在的なそれであるということになる。しかし、本稿では便宜上、文化財保護法によって選ばれたり、世界遺産条約によって登録されているものを「文化遺産」と呼ぶことにする。
- (5) 「合掌造り」の減少から「守る会」の創設を経て国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されるまでの詳しい経緯と、同時期の白川村および荻町地区の観光地化の動きについては、(才津, 2003a ; 2004) を参照していただきたい。
- (6) 「合掌造り」の保存と白川村の観光地化に関心が高い野谷平盛さん（荻町地区出身）が1963年から1971年まで2期連続で村長を務めており、観光地化を村政の一つの柱にしようとしていた（白川村史編さん委員会, 1998）。
- (7) 「白川郷荻町集落の自然環境を守る会会則」（1988改訂版）によれば、現在の「守る会」委員の構成は、地区選出村議会議員（全員）、組代表（各1名）、地区婦人会代表（2名）、地区青年会代表（1名）、地区内営業団体（宿泊業、食堂業、土産品販売業、一般小売業）から推薦されたもの（各1名）、その他会長が推薦するもの（若干名）である。この中から、会長（1名）、副会長（1名）、事務局長（1名）を互選する。さらに、会長が委員の中から部長（4名）を任命し、委員会の承認を得る。
- (8) 他には「合掌造り」の観光利用（特に民宿としての利用を推奨）やカラートタン屋根の塗り替えが初期の事業としてあげられていた。後者は修景行為の先駆けともいえるものである。なお、「合掌造り」が民宿として活用されていった経緯と民宿における女性の労働に関しては（才津, 2004）に詳述したので、参照していただきたい。
- (9) 「守る会」委員会における審議過程の詳細については（才津, 2003a）で紹介したので、そちらを参照されたい。
- (10) 「保全」というより再創造なのだが、これが多くの地域で「保全」と呼ばれている行為の実態なのではないだろうか。
- (11) 観光客の急増とその影響に関しては、(才津, 2003b) でも簡単にまとめてあるので、そちらも参

照していただきたい。

- (12) ただし、「白川村荻町伝統的建造物群保存地区保存計画」にこのような規定を加筆したのは、斎藤本人であると聞いた。
- (13) (松井・山田, 2001) では、「今後の方策と事業展開」という章で、住民への「景観の価値の啓蒙」の必要性が説かれている。
- (14) 資料1の発言はすべて、録音したものではなく、才津のメモによる。よって、一字一句違わない発言そのものではないことをお断りしておきたい。
- (15) もっといえば、これは「文化遺産」の「オーセンティシティ（真実性）」の問題だといえる。この「白川郷」における「オーセンティシティ」の問題は、稿を改めて論じたい。
- (16) 「伝建審」とは、正式名称を「白川村伝統的建造物群保存地区保存審議会」といい、「守る会」委員会で判断保留となった案件がこの会議にかけられる。ただ、その数はごくわずかである。また、会議の開催（年2回）を待っている間に、審議するはずの「現状変更行為」がすでに完了していることもあり、「現状変更行為」の審議に関しては、現在のところあまり有効に機能していないようである。「白川村伝統的建造物群保存条例」によると、「伝建審」の委員は「学識経験者、関係行政機関の職員、関係地域を代表する者等のうちから教育委員会が委嘱する」ことになっている。定数は15人以内、任期は2年である。2005年現在は、学識経験者（村外の大学教授）2名、白川村内の住民代表者4名、荻町区長、「守る会」代表3名の計10名である。
- (17) ただし、(才津, 2003a) で論じた通り、「現状変更行為許可申請」に関する主導権は当初から「守る会」が有しているし、その「守る会」にも一貫した基準があったわけではない。よって、「伝建審」にそれを求めるのは酷だと思われる。もっとも、Cさんとしても、斎藤への皮肉として語ったにすぎないのかもしれないが。
- (18) 黒田（松井）乃生は、その後も「白川郷」の「文化的景観の保全」に関する研究成果を発表しているが、その内容は、調査報告会の内容と同様、従来の「白川郷」における景観保全の在り方を批判し、その「仕切り直し」を迫るものである。例えば、それは次のようなものである。

荻町は観光地として大きく変化したと同時に「合掌造りの建物」を差別化することで、他の文化的景観を構成している要素と合掌造りの建物との関係を破壊してしまったともいえる。合掌造りの建物は「観光」という側面から今度は新たに、観光に必要な駐車場などの要素と関係を結びはじめた。そして、まなざしの向かわない他の要素に関してはその関係は断ち切られたままであり、田、畑、森林、川などのかつての「生きた景観」の証は急速にその本来の意味および存在を失っている。保全がもたらしたものは、観光業を成立させるための「景観」、観光資源としての「景観」の生成であるともいえる。(黒田, 2003: 120-121)

要するに、黒田は「白川郷」の観光地化による景観破壊を嘆いており、その要因を「合掌造り」重視で行われてきたこれまでの景観保全の在り方にみているわけである。そして、この破壊を食い止めるためには、田や畑、森林、川なども含めた、広範囲に及ぶ保全策が必要だという。つまりそれは、さらなる規制の網を住民生活にかけることを意味している。それにしても、そもそもなぜ「合掌造り」が田畑や森林などだけに囲まれた景観こそが「生きた景観」であり、観光に必要なものも含まれた景観はそうではないのか、理解に苦しむ見解である。そして、ここでもやはり、現在を「生きる人々」への視点が欠如しているように思われる。

- (19) 足立（足立, 2004c）がいう郡上踊りで見受けられる「ノスタルジック・セルフ」のようなものも、地域社会の自浄作用の一つの現れだと私は考える。

才津：世界遺産の保全と住民生活

## 文献

- 足立重和, 2004a, 「地域づくりに働く盆踊りのリアリティ——岐阜県郡上市八幡町の郡上おどりの事例から」『フォーラム現代社会学』3: 83-95.
- , 2004b, 「伝統文化を通じた地域づくりへの分析視角」岩本通弥編『文化政策・伝統文化産業とフォークロリズム——「民俗文化」活用と地域おこしの諸問題』2001年-2003年度科学研究費補助金(基盤研究(B)(1))研究成果報告書(研究代表者・岩本通弥(東京大学大学院総合文化研究科助教授)): 77-80.
- , 2004c, 「ノスタルジーを通じた伝統文化の継承——岐阜県郡上市八幡町の郡上おどりの事例から」『環境社会学研究』10: 42-58.
- 文化庁, 2001, 『文化財保護法五十年史』ぎょうせい.
- 橋本裕之, 1996, 「保存と観光のはざままで——民俗芸能の現在」山下晋司編『観光人類学』新曜社: 178-188.
- , 2000, 「民俗芸能の再創造と再想像——民俗芸能に係る行政の多様性を通して」香月洋一郎・赤田光男編『講座日本の民俗学10 民俗研究の課題』雄山閣: 69-80.
- 橋本和也, 1999, 『観光人類学の戦略——文化の売り方・売られ方』世界思想社.
- 俵木悟, 1997, 「民俗芸能の実践と文化財保護政策——備中神楽の事例から」『民俗芸能研究』25: 42-63.
- 堀川三郎, 2001, 「景観とナショナル・トラスト——景観は所有できるか」鳥越皓之編『講座環境社会学 3 自然環境と環境文化』有斐閣: 159-189.
- 岩本通弥, 1998, 「民俗学と『民俗文化財』とのあいだ——文化財保護法における『民俗』をめぐる問題点」『國學院雑誌』99-11: 219-231.
- 片桐新自, 2000, 「歴史的環境へのアプローチ」『シリーズ環境社会学 3 歴史的環境の社会学』新曜社: 1-23.
- 片桐新自編, 2000, 『シリーズ環境社会学 3 歴史的環境の社会学』新曜社.
- 川森博司, 2001, 「現代日本における観光と地域社会——ふるさと観光の担い手たち」『民族学研究』66-1: 68-86.
- 菊地暁, 2001, 『柳田国男と民俗学の近代——奥能登のアエノコトの二十世紀』吉川弘文館.
- 黒田乃生, 2003, 「白川村荻町における文化的景観の保全に関する研究」『東京大学農学部演習林報告』110: 71-157.
- 松井乃生, 2000, 「白川村荻町伝統的建造物群保存地区の景観評価に関する調査・研究」の調査報告会(7月14日)資料「白川村荻町伝統的建造物群保存地区の価値となる景観要素・価値を阻害する景観要素」.
- 松井乃生・山田修編, 2001, 『白川郷合掌造り集落の景観——白川村荻町伝統的建造物群保存地区の景観に関する調査報告書』(財)世界遺産白川郷合掌造り保存財団.
- 宮澤智士, 2005, 『白川郷合掌造 Q & A』智書房.
- 森田真也, 1997, 「観光と『伝統文化』の意識化——沖縄県竹富島の事例から」『日本民俗学』209: 33-65.
- 野田浩資, 1996, 「〈歴史的環境〉というフィールド——平泉町柳之御所遺跡の保存問題をめぐって」『環境社会学研究』2: 21-37.
- , 2001, 「歴史的環境の保全と地域社会の再構築」鳥越皓之編『講座環境社会学 3 自然環境と環境文化』有斐閣: 191-215.
- 太田好信, 1998, 『トランスポジションの思想——文化人類学の再想像』世界思想社.
- 斎藤英俊, 2001, 「歴史地区における修景の理念と方法——日独の事例を比較して」松井乃生・山田修編『白川郷合掌造り集落の景観——白川村荻町伝統的建造物群保存地区の景観に関する調査報告書』(財)

- 世界遺産白川郷合掌造り保存財団：89-95.
- 才津祐美子，1997，「そして民俗芸能は文化財になった」『たいころじい』15：26-32.
- ，2001，「錯綜する語りの中で——民俗芸能／文化財／観光資源としての『念仏踊』オーモンドー」『国立歴史民俗博物館研究報告』91：649-671.
- ，2003a，「世界遺産『白川郷』の『記憶』」岩本通弥編『現代民俗誌の地平3——記憶』朝倉書店：204-227.
- ，2003b，「『白川郷』における世界遺産登録の影響について」『旅の文化研究所研究報告』12：101-108.
- ，2004，「『文化遺産』の保存／活用装置としての民宿と女性の役割——岐阜県大野郡白川村荻町地区の事例から」岩本通弥編『文化政策・伝統文化産業とフォークロリズム——「民俗文化」活用と地域おこしの諸問題』2001年-2003年度科学研究費補助金（基盤研究（B）（1））研究成果報告書（研究代表者・岩本通弥（東京大学大学院総合文化研究科助教授））：64-74.
- 篠原徹，2006，「棚田景観にみる歴史性と文化性の相違——中国・雲南省紅河州者米におけるタイ族・ヤオ族・アール族」独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所国際文化財保存修復協力センター編『叢書 [文化財保護制度の研究] 文化的景観の成立，その変遷 [第18回国際文化財保存修復研究会報告書]』：57-72.
- 白川村史編さん委員会編，1998，『新編白川村史 中巻』白川村.
- 鳥越皓之，2004，『環境社会学——生活者の立場から考える』東京大学出版会.
- 山下晋司，1999，『バリ 観光人類学のレッスン』東京大学出版会.
- 財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団，「財団の概要」<http://shirakawa-go.org/zaidan/gaiyou.html>（2006年4月1日）.
- ，「事業説明」<http://shirakawa-go.org/zaidan/jigyoku.html>（2006年4月1日）.

### 謝辞

本稿を執筆するにあたって，白川村役場，「財団」，「守る会」の皆様および白川村の多くの方々にご協力いただいた。よって，ここに謝意を表したい。

また，2004年から2005年にかけて相次いで鬼籍に入られた板谷静夫さん，下山純子さんにも大変貴重なご意見を伺った。そのご厚情に深く感謝するとともに，心より御礼申し上げたい。

付記 本稿は，才津祐美子 2004「世界遺産が『白川郷』にもたらしたもの——規制強化の考察を中心に」岩本通弥編『文化政策・伝統文化産業とフォークロリズム——「民俗文化」活用と地域おこしの諸問題』2001年-2003年度科学研究費補助金（基盤研究（B）（1））研究成果報告書（研究代表者・岩本通弥（東京大学大学院総合文化研究科助教授））を大幅に改稿したものである。

（さいつ・ゆみこ）

才津：世界遺産の保全と住民生活

## Conservation of World Heritage and Residents' Lifestyles : A Case Study of *Shirakawago*

SAITSU Yumiko

Fukuoka Institute of Technology  
3-30-1 Wajiro-higashi, Higashi-ku, Fukuoka, 811-0295, Japan

Recently, several local communities have made attempts to be inscribed on UNESCO's World Heritage List. It seems that they consider inscription on the list as a decisive success in community promotion. However, the consequences of inscription on the World Heritage List are not always beneficial. I illustrate this point by a case study of "Shirakawago," which is one of the World Cultural Heritage sites of Japan. Critically, it has been pointed out that the landscape of this area, which is the basis of its Cultural Heritage status, has been changing in recent years.

The expression "change" is often used to mean "deterioration" due to a rapid increase in tourism. However, the changes that have taken place in Shirakawago cannot be regarded as only deterioration in the landscape. Since, the changes in Shirakawago have also taken place in the name of "Shûkei," which means an improvement project. In other words, both "deterioration" and "improvement" have arisen in Shirakawago after inscription on the World Heritage List. In fact, it depends on one's point of view as to whether each change is regarded as "deterioration" or "improvement", because there are no objective criteria for determining the suitability of such changes. Therefore, *who* judges the suitability of change inevitably becomes a problem. Moreover, there is also the important issue of the tendency to disregard the residents' point of view, though any changes (whether "deterioration" or "improvement") affect residents' lifestyles.

In this paper, I attempt to bring the residents' point of view to the foreground, and show how overlooking their concerns can cause a kind of distortion within the conservation of landscapes, considering the conflict between the two protagonists : residents and 'specialists'. Furthermore, this paper examines the reinforcement of regulations for "improvements" to the landscape after inscription on the World Heritage List, which have not received much attention thus far.

*Keywords* : "Shirakawago", "Gassho-zukuri" (traditional houses in the Gassho style), landscapes, "Shûkei" (an improvement project), residents' lifestyles